

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年6月19日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和6年度岡山県原子力防災訓練運営支援業務

(2) 業務内容

別添1「令和6年度岡山県原子力防災訓練運営支援業務説明書」（以下「業務説明書」という。）のとおりに

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月10日まで

(4) 履行場所

岡山県危機管理課が指定する場所

(5) 契約限度額（見積上限額）

11,165,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）以内

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案の公告日から委託候補者が決定される日までの間において、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他（情報通信サービスを除く。）」、小分類が「4 研修業務」であり、格付区分がAであること。

(3) 過去5年間（令和元年度から令和5年度まで）において、原子力災害を対象とした訓練に係る運営支援・訓練評価の業務（以下「主要業務」という。）、原子力防災訓練に係る資料（訓練シナリオ等を含む。）の作成業務（以下「同種業務」という。）又は国民保護計画、地域防災計画、防災業務に係るマニュアル等の作成業務（以下「類似業務」という。）を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県

- 告示第332号)に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
 - (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- 3 業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県危機管理課 危機管理・国民保護班
電話番号 086-226-7385
ファックス番号 086-225-4559

- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の配布の期間及び場所
 - ア 配布期間
令和6年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで(閉庁日を除く。)
の午前9時から午後5時まで
 - イ 配布場所
上記3の場所に同じ。
なお、岡山県危機管理課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/site/321/617436.html>)からダウンロードすることもできる。
- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法
 - ア 提出期間
令和6年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで(閉庁日を除く。)
の午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所
上記3の場所に同じ。
 - ウ 提出方法
持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る
もとし、アの提出期間までに必着のこと。)
 - エ 留意事項
(ア) 技術提案参加資格確認申請書は、10.5ポイント以上の文字サイズで
作成すること。

(イ) 様式に記載している注記に留意すること。

(3) 業務説明書の閲覧及び配布

ア 閲覧・配布期間

令和6年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで(閉庁日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧・配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県危機管理課のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/site/321/617436.html>)からダウンロードすることもできる。

(4) 業務説明書に対する質問の受付

ア 受付期間

令和6年6月19日(水)から同年7月3日(水)まで(閉庁日を除く。)
の午前9時から午後5時まで

イ 方法

業務説明書に対する質問・回答書(様式第2号)をファックスにより提出すること。

ウ 宛先

岡山県危機管理課 危機管理・国民保護班
ファックス番号 086-225-4559

エ その他

技術提案後、業務内容等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 技術提案参加資格要件の審査

ア 事前審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の(1)から(3)まで及び(5)から(7)までの事項について審査し、適合と認められる者に対しては、技術提案書(様式第5号)の提出を書面により要請する。

なお、技術提案参加資格がないと認められる者に対しては、その旨を書面により通知し、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 事後審査

アの事項を除く技術提案参加資格要件の審査は、技術提案書の審査後に行う。

事後審査は、技術提案参加資格要件を全て満たしている者1名を確認するまで、技術提案者について、7(1)において評価が高い順に行い、技術提案条件に不適合と認められる者があった場合には、当該技術提案者にその旨を通知する。

ウ 技術提案参加資格がないとされた理由の説明の要求

技術提案参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け

取った日の翌日から起算して7日以内に、(4)ウの宛先にファックスにより技術提案参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

6 技術提案

技術提案に参加する者は、技術提案書を次のとおり提出し、説明しなければならない。

(1) 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和6年7月19日(金) 午後5時(必着)

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る)とし、アの提出期限までに必着のこと。

エ 留意事項

(ア) 別添2「技術提案書作成要領」により作成すること。

(イ) 様式に記載している注記に留意すること。

(2) 技術提案書の説明

ア 日時(予定)

令和6年7月25日(木) 午前

なお、詳細については、上記4(5)アの技術提案参加資格要件の審査で適合と認められた者に書面により通知する。

イ 会場(予定)

岡山県防災・危機管理センター 本部会議室
(岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号)

ウ その他

大雨が見込まれるなど書面により通知した日時等で実施できないと本県が判断した場合には、事前に連絡するとともに、日時を変更する。

7 委託候補者の決定

(1) 委託候補者の選定

令和6年度岡山県原子力防災訓練運営支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、上記6(2)の技術提案書の説明を実施の上、その内容、金額等について別に定める審査評価基準に基づき技術提案書を総合的に審査し、最も評価の高い技術提案書の提出者を委託候補者として選定する。

(2) 委託候補者の決定

委託候補者の決定は、上記5(5)イの事後審査が完了した後に行う。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果の通知

(1) 及び(2)により決定した委託候補者に対して、委託候補者に決定した旨を書面により通知する。

なお、委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を書面により通知する。

イ 委託候補者に選定されなかった理由の説明の要求

委託候補者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、上記5(4)ウの宛先にファックスにより委託候補者に選定されなかった理由の説明を求める書面を提出することができる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び技術提案は無効とする。

- (1) 上記2の技術提案に参加できる者の資格のない者及び上記5(2)アの提出期間内に技術提案参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書が上記6(1)アの提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 技術提案書における見積書の見積金額(消費税額及び地方消費税の額を含む。)が上記1(5)に示す契約限度額(見積上限額)を超えるとき。
- (4) 提出書類に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) その他技術提案書の提出者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約の締結

- (1) 委託候補者の決定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (2) 契約の締結に当たり作成する仕様書は、委託候補者が提出した技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- (3) 委託候補者の決定後、委託候補者と随意契約による業務委託に係る契約締結の手続を行うため、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなる。
- (4) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書の提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (6) 契約保証金は、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

10 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 技術提案に要する全ての費用は、技術提案参加資格確認申請者の負担と

する。

- (3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、技術提案書の説明時における補足説明資料の配付については、この限りでない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (6) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- (7) 提出書類に記載された個人情報、技術提案参加資格の審査、委託候補者の選定その他の手続を実施する目的以外に、提出者に無断で使用することはない。
- (8) 審査経過については公表しない。
- (9) 委託候補者の決定については、岡山県ホームページ等によって公表する場合がある。
- (10) 技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。また、変更にあたっては、予め変更しようとする者が、前任者と同等以上の技術者であることを証明する書面を提出し、知事の承認を得なければならない。
- (11) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。